

- 十四 45の2.2 (d)を次のように改める。
 - 十三 45の2.1 (d)中「限定する」を「減縮する」に改める。
 - 十二 19.4 (c)中「15.4」を「15.3」に改める。
 - 十一 16の2.1 (a)及び(d)中「15.4」を「15.3」に改める。
 - 十 16.1 (f)中「15.4」を「15.3」に改める。
 - 十五 45の2.3 補充調査取扱手数料を出願人に払い戻す。
45の2.3 (d)を次のように改める。
 - 十六 45の2.3 (e)を次のように改める。
 - 十七 45の2.4 (g)の規定に基づき補充調査請求が行われなかつたものとみなす場合には、補充調査手数料を第十六条(3)(b)に規定する関係取決めで定める範囲において及び条件に従つて払い戻す。
45の2.4 (e)の表題を次のように改める。
 - 十八 45の2.5 (b)中「限定する」を「減縮する」に改める。
 - 十九 45の2.5 (g)を次のように改める。
 - 二十 45の2.5 (g)の次に(h)として次のように加える。
 - 二十一 45の2.6 (f)を次のように改める。
 - 二十二 45の2.9 (c)を次のように改める。
 - 二十三 46.5 (b)(ii)の次に(iii)として次のように加える。
- (d) 国際事務局は、45の2.4 (e)(i)から(iv)までに規定する書類が補充調査のために指定された機関に送付される前に、国際出願が取り下げられ、若しくは取り下げられたものとみなす場合又は補充調査請求が取り下げられ、若しくは45の2.1 (e)又は45の2.4 (d)の規定に基づき行われなかつたものとみなす場合には、補充調査手数料を出願人に払い戻す。
- (e) 補充調査のために指定された機関は、45の2.5 (a)の規定に従い当該機関が補充国際調査を開始する前に、45の2.5 (g)の規定に基づき補充調査請求が行われなかつたものとみなす場合には、補充調査手数料を第十六条(3)(b)に規定する関係取決めで定める範囲において及び条件に従つて払い戻す。
- (f) 補充調査のために指定された機関が45の2.5 (b)の第二文又は45の2.5 (h)の規定に従い補充国際調査を減縮することを決定する場合には、(a)から(e)までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「国際出願」とあるのは、「国際出願のうち、45の2.1 (d)の規定に基づき出願人が特定した発明に係る部分」又は「国際出願のうち、補充調査のために指定された機関が補充国際調査を実施する請求の範囲に係る部分及び国際出願のうち、補充調査のために指定された機関が補充国際調査を実施する部分」とそれぞれ読み替えるものとする。
- (g) 補充調査のために指定された機関が、45の2.9 (a)に規定する限定又は条件(45の2.5 (c)の規定)によって適用する第十七条(2)の規定に基づく限定を除くことによつて調査の実施が完全に退けられると認められる場合には、補充調査請求は、行われなかつたものとみなすものとし、当該機関は、その旨を宣言し、並びに出願人及び国際事務局に速やかに通知する。
- (h) 補充調査のために指定された機関は、45の2.9 (a)に規定する限定又は条件に従い、一部の請求の範囲のみに調査を減縮することを決定することができる。この場合において、補充国際調査報告には、その旨を表示する。
- (iii) 出願時における国際出願中の補正の根拠を表示すること。

送付